

第5章 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の指定の目的

本市にある様々な景観の中でも、市を代表するような特に優れた景観については、更なる魅力向上や景観資源の保全を図ること、また、住民の地区に対する愛着を増大させ、住民の積極的参加による末長く持続したまちづくりが進められていくことを目的として、下記の方針に基づき、景観形成重点地区の指定を行っていきます。

(2) 景観形成重点地区の指定に関する方針

市民の景観に対する意識を高めていくうえで、先導的、かつ、積極的に良好な景観形成を進めていくべきと認められる以下に該当する地区については、地域の住民等と協議・調整を図り、その同意を得たうえで、景観形成重点地区に指定します。

指定される地区においては、届出対象の規模や要件、色彩基準等を個別に定め、その地区に合ったルールづくりを行います。行政は、地区の考え方を最優先に考慮したうえで、最大限の協力をを行い、常に協働する体制づくりを実践します。

- ① 藤枝市総合計画や藤枝市都市計画マスタープラン等の上位計画や他の計画との関連性や整合性から必要と認められる地区
- ② 景観や地域に関する活動が活発な地区
- ③ 地区の住民から要望のあった地区
- ④ 市民アンケートやワークショップ等の結果を踏まえ、指定すべきと認められる地区

(3) 景観形成重点地区の指定の進め方

景観形成重点地区については、まちや地区のイメージづくりに果たす役割等を考慮しながら、協働により、地区の特色を活かした潤いや美しさを感じられる景観形成を進めます。

- ① 住民アンケートやワークショップなど、景観に関する様々な啓発を行い、景観に対する意識の醸成を図ります。
- ② 景観形成への住民意識の高まりを受け、勉強会やまち歩き会等を行い、景観形成に向けた現状や課題等の整理を行います。
- ③ 庁内で景観形成の方向性の調整や確認を行い、地区住民とともに景観形成の目標や方針、色彩等の形態意匠などの基準やルールの検討、作成を行います。
- ④ 景観形成重点地区の指定を行い、市民と行政が継続的に良好な景観形成に向けた取り組みを行っていきます。

(3) 景観形成重点地区の構造別の考え方

景観形成重点地区に関して、一定の規模と同質のまとまりを持った面的なもの、地区のシンボルや核となる点的なもの、線的な骨格を形成する軸的なものといった景観の構造別の観点からの考え方を記載します。

① 一定の範囲を持った景観（面的な観点）

一定の範囲を持った面的な景観については、優先的に取り組むべき以下に記載する周辺地区に関してその考え方を記載し、景観形成に取り組んでいきます。

i 藤枝駅周辺

藤枝駅周辺は、人々の活動や交流の拠点として、現在、駅前広場整備や中心市街地活性化事業等、交流人口の増加に向けた取組が求められており、本市の玄関口としてふさわしい都市景観を形成しています。

このような中、賑わいの中心地としての機能の強化・拡大を図るため、「集い・すごし・にぎわうまち」を目指し、歓迎の思いが伝わる明るく開放的で、潤いと統一感のあるまちなみを創出します。

特に、今後も増加が見込まれる高層マンションの建設については、景観に配慮したものとなるよう、第7章の景観形成基準や地区が定める景観形成のルールにより誘導していきます。

合わせて、無電柱化や屋外広告物の過度な色彩や高さ・大きさの制限による眺望の確保と、ハンギングバスケットやプランターの設置等による彩りの増加や緑化の推進、地区のロゴマークを使用したバナーフラッグやイメージカラーを使用した日よけの設置等による居心地の良さの向上に取り組んでいきます。

また、「て～しゃばストリート」に代表される市民参加型イベントを積極的に開催するほか、空き店舗への出店支援を促進し、更なる賑わいの創出を進めます。

・個性を引き立てる

藤枝駅前一丁目8街区の再開発、藤枝駅前一丁目6街区の再開発、無電柱化の推進、藤枝駅前地区まちづくり憲章、開業チャンス！応援事業、サッカーのまちドレッシング事業

・移ろいで際立たせる

ルミスタ☆ふじえだ、街路樹の適正管理、ふじえだ花回廊事業の推進

・営みで人を魅せる

て～しゃばストリート事業、商店街のイベント



○サッカーのまちの演出



○駅前を彩るハンギングバスケット



○ロゴマークを使用したバナーフラッグやイメージカラーを使用した日よけの設置

ii 蓮華寺池公園周辺

蓮華寺池公園には、憩いや潤い、賑わいを求めて市内外から多くの人が集まり、活発な交流が行われています。新たに、周辺と調和した色彩を採用した屋外テラスを備えるカフェも整備されたことから、訪れる人の利便性向上に向けた「案内看板の多言語化」、公園の魅力の向上に向けた「魅せるフジづくり」と「新たな花木の植栽」等により、交流人口の増加を図り、賑わいの景観をより一層活性化させます。

また、駐車場内に藤棚や園路、案内所を整備することで蓮華寺池公園との一体性・調和を図っていきます。

更に、藤まつりや藤枝花火大会等の開催による賑わいの創出を続けるほか、より一層の魅力向上のため、新たな賑わいの創出や色彩規制等による調和のとれた屋外広告物の誘導を図っていきます。

併せて、フジとともに訪れる人々に感動や安らぎを与えているサクラやハス、その他の草花についても、適切に管理保全し、季節の花が咲き誇る風景を後世に継承していきます。

- ・個性を引き立てる

蓮華寺池公園再整備事業、無電柱化の推進、観光施設充実ネットワーク事業

- ・移ろいで際立たせる

蓮華寺池公園再整備事業

- ・営みで人を魅せる

藤まつり、藤枝花火大会等のイベント



○魅せるフジづくり



○案内看板の多言語化

iii 岡部宿周辺

岡部宿にある岡部支所周辺は、無電柱化と歩道整備等により宿場町のイメージを残しながら、開放感のあるまちなみが形成されています。

また、建物そのものが歴史的資料館ともいえる大旅籠柏屋と内野本陣址の整備も進められてきました。

現在は、どちらも岡部宿を代表する景観資源となっており、更なる賑わいの創出に向け、文化財マップの作製等、積極的な情報発信を行っていきます。

加えて街道文化を特徴づける旧東海道の松並木の減少を防ぐため、その保存に取り組んでいきます。

今後は、更なる歴史的な魅力向上のため、大旅籠柏屋周辺の無電柱化の推進とともに、連続性を持った宿場町としての趣の創出に向け、住宅の建て替えや改築等をする際の推奨色の指定等の検討を、地域住民とともに進めていきます。

- ・個性を引き立てる

宿場町としての趣をもった整備、史跡整備活用事業、文化財活用事業、観光プロモーション事業、無電柱化の推進

- ・移ろいで際立たせる

松並木の保全

- ・営みで人を魅せる

大旅籠柏屋を中心としたイベントの推進



○宿場町として趣のあるまちなみへの推奨色等の検討



○松並木の保存

② 拠点となる景観（点的な観点）

市内には、お姫平、烏帽子形山、潮山、高尾山、高草山など、眺望ポイントが数多く存在して、そこからの眺めは訪れる人々の目を楽しませています。これらの眺望ポイントの多くは、ハイキングを楽しむ人にとっても、疲れを忘れさせる小さな感動を与えています。

また、市内各所に存在し、歴史的景観の核となっている史跡や神社・寺院、大木も、各地域の憩いの場として、また歴史文化を伝承する場として、おごそかで趣のある雰囲気醸し出しています。

このような拠点となる景観資源を保全するため、市民による草刈り・清掃活動等への支援やハイキングガイドマップや文化財マップなどによる積極的な情報発信に努めていきます。

併せて、その魅力を向上させていくため、眺望ポイント、史跡や神社仏閣等からの眺望から目につきやすい大規模建築物について、第7章に定める景観形成基準に基づき、意匠や色彩などについて良好な景観への誘導を図ります。

・個性を引き立てる

ハイキングコースの整備・保全、史跡整備活用事業、文化財活用事業、観光プロモーション事業、まち美化里親制度、地域環境美化推進連携事業

・移ろいで際立たせる

ハイキングコースの整備・保全、里山等の身近な自然環境の保全

・営みで人を魅せる

地域コミュニティ活動の推進



○里山等の身近な自然景観の保全



○伝統文化の継承

③ 連続性を持った景観（軸的な観点）

市内には、瀬戸川や栃山川等、数多くの河川が流れ、本市を特徴づける自然豊かな景観を形成し、市民に安らぎと憩いを提供しています。

多自然工法により景観に配慮した整備が進められていますが、今以上に市民が集い、楽しめる連続性・回遊性を持った空間の創出に向け、河川の一部を利用した遊歩道や親水空間の整備、堤防沿いのサクラ等の花や緑の整備・保全を行います。

また、市内を走る幹線道路は、都市景観の重要な構成要素であり、自動車で訪れる人にとって、本市の印象に強く影響を与えるものでもあります。

市としての印象を向上させ、市民にとっても快適な空間とするために、無電柱化の推進や屋外広告物の大きさの統一や集約化などによる眺望の確保を進めるとともに、街路樹の適正管理とまち美化里親制度や地域環境美化推進連携事業の推進による清潔感と潤いの保全・向上に努めていきます。

・個性を引き立てる

多自然型工法による河川整備や遊歩道・親水空間整備の推進、河川愛護団体の表彰、街路樹の適正管理、無電柱化

・移ろいで際立たせる

ハイキングコースの整備・保全、里山等の身近な自然環境の保全、ふじえだ花回廊事業の推進

・営みで人を魅せる

まち美化里親制度、地域環境美化推進連携事業



○遊歩道や親水空間の整備



○堤防沿いのサクラや緑の整備・保全



○無電柱化の検討



○街路樹の適正管理

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

特に重要な景観資源の保全や活用を図るため、法第8条第2項第3号に定める法第19条第1項の景観重要建造物及び法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針を以下のよう

に定めます。

この指定により、市民と行政の協働による保全や周辺の景観誘導など、景観形成を図っていきます。

なお、指定する建造物や樹木については、「第7章 景観形成のための行為の制限」に準じて景観形成を行います。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要建造物として指定します。

- ① 優れたデザインを有し、市や地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に役立ち、保全の必要があると認められる建造物
- ② 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域を象徴する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要樹木として指定します。

- ① 樹高や樹形が、市や地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に役立ち、保全が必要であると認められる樹木
- ② 地域の自然や歴史、文化などを象徴する樹木



第7章 景観形成のための行為の制限

(1) 届出対象行為

法第8条第2項第2号に基づき、市内全域における良好な景観の保全・形成のため、景観計画区域内で行われる建築物の建築等の行為のうち、以下に定める規模・要件に該当するものを届出対象行為とします。

なお、以下の規模・要件に満たない届出対象外行為については、ホームページやパンフレット等により景観計画の趣旨を広くPRし周知することで、景観形成基準に準じた運用への誘導を図ります。

行為	対象となる規模・要件
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○高さ 15m又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が 1,000 m²を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観の2分の1以上を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む。） ○高さ 15mを超える工作物（太陽光発電設備を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、又は外観の2分の1以上を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更 ○太陽光発電設備の設置で、設置後の太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m²を超えるもの
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域内における 1,000 m²以上の開発行為 ○都市計画区域外における 10,000 m²以上の開発行為
土地開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○静岡県土採取等規制条例（昭和 50 年静岡県条例第 42 号）第 2 条に規定する土の採取等のうち、同条例第 14 条（適用除外等）に規定する事項のいずれにも該当しないもの

※ 上記の表に使われている用語の定義は、以下のとおりとします。

建築物 : 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定するもの

工作物 : 次に掲げるもの

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、電波塔、送電鉄塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 自動車車庫の用に供する立体的施設その他これに類するもの
- (7) 石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設（地下に貯蔵するものを除く。）
- (8) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの
- (9) その他、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがあると市長が認めたもの

開発行為 : 都市計画法（昭和 43 年法律第 20 号）第 4 条第 12 項に規定するもの

土の採取等 : 次に掲げる行為

- (1) 切土、床堀その他の土地の掘さくをする行為
- (2) 埋土又は盛土をする行為

(2) 景観形成基準

届出対象行為に係る景観形成に関する基準は、以下のとおりとします。

なお、基準に合致するか判断が難しい場合には、その状況に応じた個別の判断を庁内関係部署や景観審議会等で行います。

○建築物・工作物

項目	景観形成基準
配置・壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共施設に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は修景空間や公開空間的な空間、植栽のための空間を確保し、圧迫感や違和感を和らげるよう努めること。 尾根線上や山腹からの眺望や、市街地からの山並みなどへの眺望から目につく丘陵地等への建築物等の配置は避けること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地形やまちなみなどと調和する形態・意匠とすること。 圧迫感を軽減する為、単調なデザイン等による大壁面とならないよう努めること。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を見下ろす眺望や、市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない配置・高さとなるよう努めること。 周辺のまちなみ景観の中で、できる限り突出した印象を与えないよう努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の外観の基調色は、周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努めると共に、別に定める色彩基準に適合するものとする。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分については、この限りでない。 太陽電池モジュールの色彩は、黒又は濃紺若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設ける設備は、外部から見えにくい位置に設置するか、目隠し等により見えにくくすること。 外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とするか、目隠し等により見えにくくすること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、極力保全し景観に活かすよう努めること。 樹種については、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とすること。 敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽や花壇の設置などにより、歩行者等から見た効果的な緑化を図ること。
駐車場・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場等は、歩行者から直接見えない位置に配置するなど、植栽などによる修景を施すよう努めること。 駐車場は、緑の多用により周辺環境との調和を図ること。
外柵や塀、門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体や周辺のまちなみと調和し、透過性の確保や緑化修景などにより、圧迫感のないものとする。

○開発行為

項目	景観形成基準
造成	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り生かし、切土、盛土の発生を最小限に抑えること。 ・法面はできるだけ緩やかな勾配とし、植栽等により緑化すること。 ・擁壁は、周辺景観に調和した形態及び素材となるよう配慮すること。

○土地開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
土地開墾等	<ul style="list-style-type: none"> ・土の採取などによる土地の形質の変更は、必要最小限のものとする。 ・土の採取などの後の土地の地形や景観が、周辺と著しく不調和とならないよう配慮すること。 ・必要に応じて、周辺の植生を考慮した緑化を行うこと。

○色彩基準

平成 27 年度に実施した「藤枝市の景観に関する市民アンケート」において、約 70% の市民が現在の景観を良好と評価しており、即座に強い規制をしなければならないほど景観が阻害されているとは考えにくい状況ですが、この景観を守っていくためには現時点で「色彩基準」による景観誘導が必要と考えられます。

市民アンケートで景観を阻害する色彩と回答した人の割合が 50%以上の色彩を基準とし、現地調査の結果と合わせ、色彩基準を以下のとおり定めます。

色相	明度	彩度
全ての色相	制限なし	6 以下
無彩色		制限なし

※表の数値、記号はマンセル表色系（日本工業規格 Z8721（色の三属性による表示方法））の規定による。

○マンセル表色系について

一つの色を正確かつ客観的に表示するための尺度。一つの色彩を色相、明度、彩度の 3 つの組み合わせで表現するもの。

【色相】

10 種類の基本色（赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(YG)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(BP)、紫(P)、赤紫(RP)）による度合いを 0～10 までの数値で表す。

【明度】

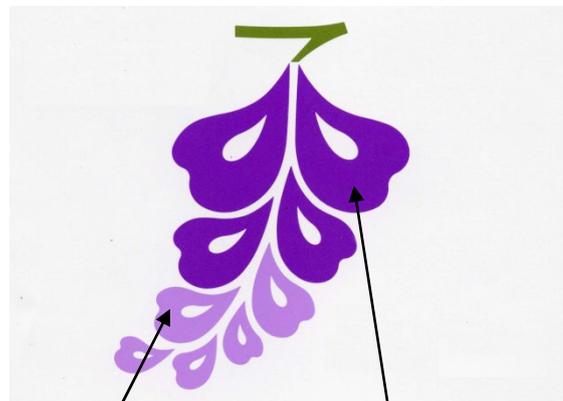
明るさの度合いを 0～10 の数値で表す。数値が小さいほど暗い色となる。

【彩度】

鮮やかさの度合いを 0～14 程度の数値で表す。数値が小さいほど淡い色となる。なお、白、黒などの無彩色の彩度は 0 となる。

表示例：5 R 6. 5 / 3. 0（色相 明度 / 彩度）

【参考】

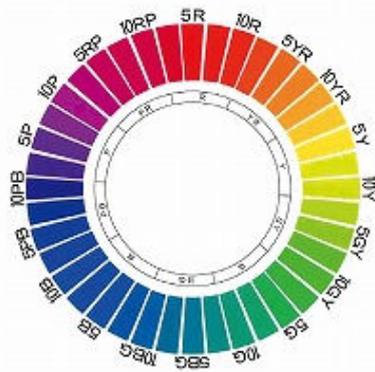


5P 7.3/6.0
(基準内)

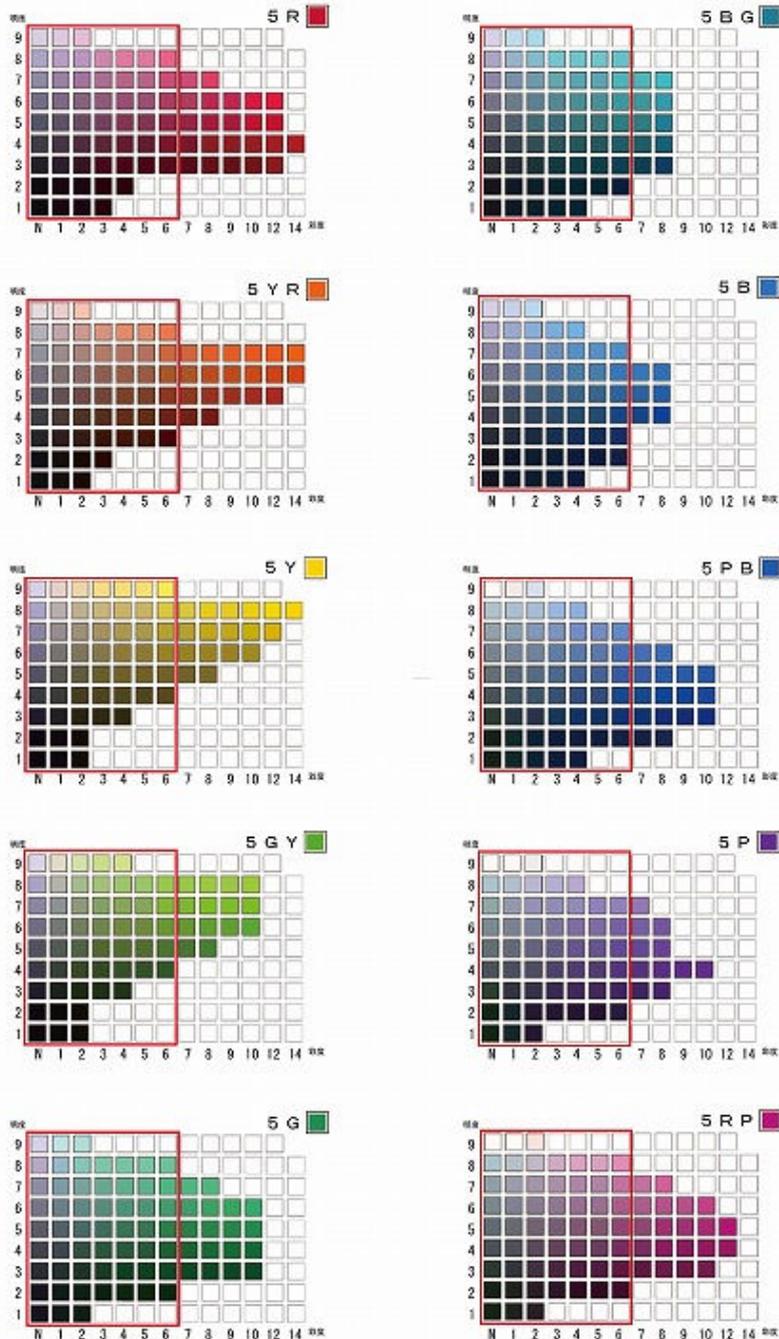
9P 3.0/11.0
(基準外)

■ 色相区分と、明度・彩度の範囲

【色相環】



【明度と彩度】



第9章 地区別における景観形成指針

景観形成に関する理念、目標、方針、市民の意見などを踏まえ、地区別の景観形成指針を次のように定めます。

○瀬戸谷・稲葉地区

山、畑、田、河川が織りなす里山景観の保全

山間地に広がる集落や農地と、緑豊かな山々や瀬戸川などの自然とが調和した里山景観の保全に努めます。

親水空間における憩いと安らぎの景観の保全・創出

地区内を縦断する瀬戸川などにより、地区全域に存在する潤いのある水辺空間を保全するとともに、更なる憩いと安らぎの景観の創出に努めます。

人と人とのつながりを感じることができる景観の保全・継承

高根白山神社のスギや神楽など、地域住民に愛され、大切にされてきた歴史を感じさせる古木や神社、地区独自のお祭りや文化など、人と人とのつながりを生みだしてきた景観の保全と継承に努めます。

○葉梨地区

水辺空間や里山などの自然景観の保全

サクラやヒガンバナ、ホタルの生息地などが存在する葉梨川・二つ池などの水辺空間や、住宅地や農地などと調和した潮山などの里山を後世に残すため、これら自然景観の保全に努めます。

地域のお祭りを含めた寺社や城址等の趣を感じる景観の保全・創出

花倉城跡等に代表される歴史的資源を活用し、地域住民みんなが楽しめるお祭りを含めた趣のある景観の保全や創出に努めます。

○広幡地区

山々からの眺望や水辺空間を活用した自然とふれあえる景観の整備・保全

朝日山や潮山などからの眺望と葉梨川や朝比奈川などの水辺空間をつなぐ回遊性を持った景観資源の整備と保全に努めます。

幹線道路沿いの景観の管理・保全

東名高速道路などへのアクセス道路とそれに繋がる道路について、安全性の確保とともに、東の玄関口としての良好な景観の管理と保全に努めます。

○西益津地区

歴史を感じる景観の保全・整備

田中城跡を中心として数多く点在する史跡や歴史文化の更なる魅力向上に向け、市民活動を含めた歴史的な景観の保全と整備に努めます。

自然を活かした憩いの景観の保全・創出

六間川や青池などにある美しい桜並木や豊かな緑を活かし、多くの人々が楽しむことができる憩いの景観の保全と創出に努めます。

○藤枝地区

自然と調和し、賑わいと活力のある景観の保全・創出

蓮華寺池公園や瀬戸川などを中心とした、自然環境の整備や人々の交流・活動への支援・展開などにより、賑わいと活力のある景観の保全や創出に努めます。

お茶の香りや歴史的雰囲気などを活かした賑わいのある景観の創出

旧街道に残る茶工場や歴史ある藤枝大祭りなどのお祭り、藤枝宿などの魅力を更に引き出し、人々の活気あふれる賑わいのある景観の創出に努めます。

○青島地区

藤枝駅を中心とした賑わいと潤いあふれる景観の保全・創出

藤枝駅を中心として、その周辺に存在する青木中央公園や前島神社、旧東海道の松並木等の史跡との回遊性の向上や緑化推進など、賑わいと潤いあふれる景観の保全や創出に努めます。

人とまちをつなぐ安心安全を感じることができる道路景観の保全・整備

地区内を横断する主要幹線道路など、自動車だけでなく、歩く人やお年寄りにとって優しいまちづくりに向け、道路景観の保全や整備に努めます。

○高洲地区

花のある明るく安全なまちなみや水辺景観の保全・整備

黒石川や栃山川、幹線道路について、歩道整備等による安全性の確保とともに、四季折々の花が咲き誇る明るく安全なまちなみや水辺景観の保全や整備に努めます。

活発な市民活動から生まれる活力ある景観の保全・創出

住民間のコミュニケーションが活発に行われる事業の展開・支援等により、地域住民の繋がりや活動などから生み出される活力ある景観の保全や創出に努めます。

○大洲地区

- 適切に管理された農地・田園景観の活用・保全

地区内に広がる田畑を、耕作としてだけでなく、四季折々の花を楽しめる農地として管理するなど、良好な農地・田園景観の活用や保全に努めます。

- 親水空間や寺社等に付随した緑あふれる憩いの景観の整備・保全

栃山川沿いや地区に点在する公園や神社など、人々の交流や癒しの場となっている緑あふれる憩いの景観の整備や保全に努めます。

○岡部地区

- 岡部宿周辺の歴史、文化、自然を活かした賑わいのある景観の保全・創出

旧東海道岡部宿周辺に残る歴史の雰囲気や醸し出すまちなみや建物、文化、自然等の個性ある景観資源を整備・保全し、賑わいのある景観の創出に努めます。

- 里山や水辺空間などの自然景観の保全・整備

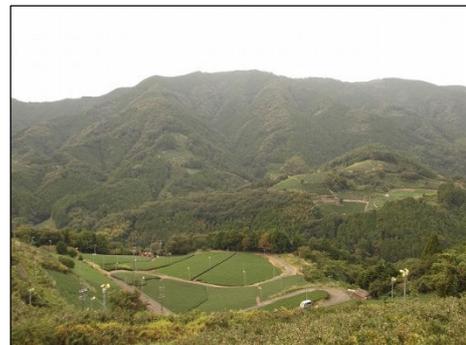
ふるさとの風景としての里山や岡部川、朝比奈川などの水辺空間が更に身近に感じられるよう、自然景観の保全と整備に努めます。

- 伝統や祭りなどの文化を感じる景観の保全・継承

朝比奈大龍勢や虫送りなど、引き継がれてきた独自の伝統や文化を感じることができる景観の保全と継承に努めます。



人々が楽しむ親水空間



美しい里山



歴史を感じる神社

第10章 景観計画の推進にあたって

景観計画による「健やかに笑顔あふれる美しいまち」づくりを進めていくにあたり、協働による取組を推進するとともに、事業実施から検証に至るまでの流れを明確にし、着実に良好な景観形成を図っていきます。

景観形成の目標としている市民や事業者との協働による取組の推進については、シンポジウムや勉強会の開催をはじめ、パンフレットの配布など様々な機会を捉えて市民の景観に対する意識の醸成に努め、景観形成への積極的な参加を働きかけていきます。

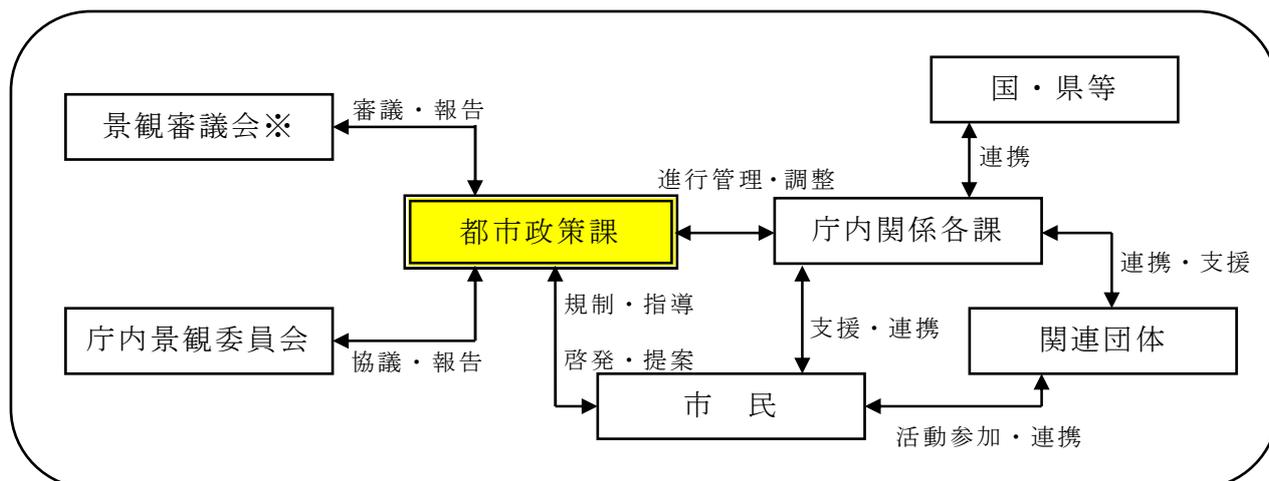
実施された取組や事業などについては、関連部署や庁内景観委員会により進行状況の把握・確認などの進行管理を行うほか、関連団体の事業についても関連部署を通じるなどして把握し、景観に合わせた誘導を図っていきます。

また、定期的に市民アンケートを実施し、景観に関する市民意識の把握にも努めます。

このような進行管理やアンケート結果等をもとに、景観形成を図るために必要な協議を行う第三者機関としての景観審議会において、進捗状況の評価を行います。

なお、関連部署における個別計画の変更や経年による状況変化などにより計画変更の必要が生じた場合には、本計画がよりよい計画となるよう状況に応じて修正を行い、市民や事業者と行政が力を合わせ、「自然と調和し、暮らしと心を豊かに育む景観づくり」を進めていきます。

【組織体系】



※景観審議会…景観条例の規定により設置される組織で、市長の諮問に応じ、景観形成の推進を図るための重要事項について調査審議するもの。

藤枝市景観計画

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出一丁目 11 番 1 号

藤枝市 都市政策課
